

## ミニ DX 化支援業務成果等著作物取扱い基準

### 1 著作物の扱いについて

#### (1) 本学が権利を有する著作物

本業務の実施に伴い、支援を行う学生が作成した報告書類、プログラム・データ等のソフトウェア類、及び設計書類等の著作物については、本学が著作権を有するものとする。

なお、上記の著作物の作成に関して、プログラムの流用等、支援対象企業等の著作物が含まれる場合は、共同著作物とするなど双方協議の上その扱いを定めるものとする。

#### (2) 知的財産権の帰属について

支援を行う学生及びその指導にあたる教員等が創出した方式、ビジネスモデル及びそれらの実施方法については、本学が知的財産権(特許権)を有するものとする。

なお、支援対象企業等と共同で創出した方式、ビジネスモデル及びそれらの実施方法について特許等の出願を行う場合は、当該知的財産権に係る契約当事者の持分比率等を定めた共同出願等に関する契約を別途締結の上、共同して出願を行うものとする。

#### (3) 成果物の使用权及び改変権の帰属について

支援対象企業等は、本業務終了後においても、上記(1)の各成果を無償で使用する権利を有するものとする。

また、本学は、これらの成果の第三者への実施を許諾する権利を有するものとする。ただし、支援対象企業等と当該知的財産権を共有する知的財産を含む成果については、支援対象企業等の同意を得た上で第三者にその実施を許諾することができるものとする。

おって、支援対象企業等は、上記1の各成果を自社の利用の目的において改変する権利を有するものとする。

### 2 ソフトウェアの製造責任範囲について

#### (1) ソフトウェアの目的及び責任範囲

支援を行う学生が、本業務において必要に応じて作成するソフトウェアは、技術的提案及びその有効性検証を目的としたものであり、当該目的以外の使用を想定した品質については担保しない。

#### (2) 商用版ソフトウェアの開発について

万一、支援を受ける企業が、学生が本業務において作成したソフトウェア類を自社の業務に使用する場合は、その機能的な不足分を自社の責任において追加、補足、修正等を行った上で使用すること。

### 3 成果の公開等について

#### (1) 事業成果報告に係る本学内及び学外への報告及び公開

本業務の成果は、下記の目的のために本学内や学外等へ報告または公開されることが予想

されるため、学生の支援実施に先立ち、復興創生支援センターは支援対象企業等に対しその旨を通知し了承を得ること。

ア 本学の各種事業 PR のための、本学ホームページやパンフレット等での公開

イ 学生の募集に関する、本学ホームページでの公開(外部非公開)

ウ 学内の事業計画、事業成果取り纏め、学内評価及び外部評価等での報告(外部非公開)

エ その他、業務監査での報告書の監査委員への開示(外部非公開)

(2) 学生及び教員の研究に係る発表等

本業務によって得られた科学的・技術的知見については、学生及び教員が学内、及び各種学会等での発表や授業・ゼミ等で活用することがあるため、学生の支援実施に先立ち、復興創生支援センターは支援対象企業等に対しその旨を通知し了承を得ること。